

## 子育て医療費還元の商品券について

令和8年4月1日申請分より、次のように取扱いを変更いたします。



商品券は、翌月25日に発送いたします  
(当日のお渡しができません)

・簡易書留でご住所にお送りいたします。

ご不在等で受け取れなかった場合には、下記問い合わせ先までご連絡ください。  
(商品券の使用期限は、発行日から6ヶ月です)

500ポイントにつき、商品券500円と  
必ず交換となります

- ・500ポイント以上を貯めておくことができません。
- ・令和8年4月以降の申請については、既に貯まっているポイントについても交換させていただきます。
- ・ポイントの有効期限は、付与された月から2年間となります。  
(例：2026年4月に申請したポイント→2028年3月まで)
- ・申請は、これまでどおり役場④番窓口にご持参ください。